

千葉市委託業務検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設事業（建築事業を含む。以下同じ。）に係る業務委託について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づく検査を適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 建設事業に係る業務委託を行う千葉市事務分掌規則（平成4年千葉市規則第2号）第1条に定める課及び室（課に置かれる室を含む。）並びに千葉市事業所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第3号）別表第1に定める第1類の事業所の課及び第2類の事業所の長をいう。
- (2) 局長 千葉市事務分掌条例（昭和62年千葉市条例第2号）第1条に定める局長をいう。
- (3) 部長等 千葉市事務分掌規則（平成4年千葉市規則第2号）第1条に定める部、千葉市事業所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第3号）別表第1に定める第1類の事業所の長をいう。

(検査の対象となる契約)

第3条 この要綱を適用する契約（以下「委託契約」という。）は、建設事業に係る測量業務、地質調査業務、調査・計画業務、設計業務、工事管理業務等及び積算技術業務等の委託に係る契約とする。ただし、独立行政法人、鉄道事業者その他市長が定める法人及びその他の団体への委託並びに施設等の維持管理業務に係る契約については、この要綱は適用しない。

(千葉市委託業務評定要領の適用除外)

第4条 委託契約には、千葉市委託業務評定要領の規定は、適用しない。

(検査の体制)

第5条 局長は、この要綱の規定による検査に係る事務を総括する。

- 2 部長等は、委託契約の目的である業務（以下「委託業務」という。）の完了の認定等の事務を行うとともに、検査員の指揮及び監督をする。
- 3 所属長は、所属に置く検査員の指揮及び監督をする。
- 4 検査員は、所属長が指定する検査及びこれに係る事務を行う。

(監督職員)

第6条 千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第30条の規定により委託業務の監督を行なう監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。

- 2 総括監督員は、所属長の職にある者をもって充てる。

- 3 所属長に事故があるときは、部長等が指定する職員が総括監督員の職務を代理する。
- 4 主任監督員及び監督員は、委託契約ごとに当該委託契約を担当する所属長が指定する職員をもって充てる。

(検査員)

第7条 千葉市契約規則第30条に規定する検査員は、原則として課内に置き、課長補佐以上の職員で局長が指定したのものをもって充てる。

ただし、検査員に事故があるときは、主査以上の職員で局長が指定したのものをもって充てる。

- 2 所属長は、検査員を新たに設ける必要が生じたとき、又は既に任命されている検査員を変更する必要が生じたときは、検査員推薦・変更届(様式第1号)により、速やかに局長に届け出なければならない。
- 3 検査員の任命期間は、任命の日からその日の属する年の翌年の3月31日までとする。
- 4 局長は、第2項の届出を受理したときは、所定の決裁を経て検査員任命通知書(様式第2号)により所属長に通知するものとする。

- 5 技術管理課長は、検査員名簿(様式第3号)を作成して、検査員の任命状況を記録し、整理するものとする。

(検査の種類)

第8条 検査は、完了検査、出来形検査及び中間検査とする。

- 2 完了検査は、委託業務の完了を確認するための検査を行うものとする。
- 3 出来形検査は、委託業務の完了前に委託料の一部を支払う必要がある場合において、次の各号に掲げる部分の委託業務の完了を確認するための検査を行うものとする。
 - (1) 委託契約における設計図書(当該委託契約書において指定した図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)で委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該指定した部分
 - (2) 成果物(委託契約の目的物をいう。以下同じ。)の一部が完了し、かつ、可分なものである場合で、受注者(委託契約の相手方をいう。以下同じ。)の同意を得て引渡しを受けるときにおける当該引渡しを受けるべき部分
 - (3) 委託契約が解除された場合で、市長が受注者が既に委託業務を完了した部分(前2号に掲げる部分を除く。)の引渡しを受ける必要があると認めたときにおける当該完了した部分
- 4 中間検査は、仕様書に中間検査を実施する旨が指定された場合であって、成果物の一部が完了し、かつ、可分なもの(その性質を著しく変えることがないもの、又は、その価値を著しく低下させることなく分割できるものをいう。以下同じ。)であるときに、

当該完了部分について技術的な検査を行うものとする。

5 中間検査は、出来形検査を兼ねることができる。

(完了届等)

第9条 所属長は、受注者をして委託業務が完了したときは完了届(様式第4号)を、委託業務の一部が完了したときは一部履行届(様式第5号)を提出させなければならない。

(検査員の指定、検査日等)

第10条 所属長は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日から3日以内(千葉市の休日を定める条例(平成元年千葉市条例第1号)に規定する市の休日を除く。)に当該検査を行う検査員を指定し、及び委託業務検査実施通知書(様式第6号)により受注者に通知するものとする。

(1) 受注者から完了届又は一部履行届(以下この条において「完了届等」という。)が提出されたとき。

(2) 可分なものである成果物の一部が完了した後において、中間検査を必要と認めたととき。

2 所属長は、完了届等の提出があった日から起算して10日以内に、前項の規定により指定した検査員に当該指定に係る検査(中間検査を除く。)を完了させなければならない。

(検査の立合い)

第11条 検査には、監督員その他所属長が命ずる職員並びに当該検査に係る委託業務の受注者及び主任技術者(管理技術者)を立ち合わせるものとする。

ただし、主任技術者(管理技術者)の事故によりやむを得ないと認められるときは、主任技術者(管理技術者)以外のものを立ち合わせるができる。

2 前項に定めるもののほか、第8条第3項第3号に掲げる検査にあつては、当該契約事務を所管する課の職員を立ち合わせるものとする。

(検査の方法)

第12条 検査は、委託契約書及び設計図書(以下「契約図書」という。)、千葉市委託業務検査基準並びにその他関係図書、管理記録及び成果品を対比して、その合否を判定するものとする。

2 前項の千葉市委託業務検査基準は、別に定める。

3 契約金額が100万円を超える委託契約にあつては、完了検査時に、第16条に定めるところにより、委託業務の成績の評定(以下「成績評定」という。)を行うものとする。

(検査報告及び手直し)

第13条 検査を行ったときの検査の報告及び手直し(検査に合格しないときの補修をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによる。

- (1) 検査の結果、委託契約により受ける給付の完了の確認ができた場合は、検査員は、委託業務検査報告書（様式第7号。以下「検査報告書」という。）に、委託業務認定通知書（様式第8号）の案及び関係書類を添え、部長等に報告するものとする。ただし、契約金額が100万円以下の委託契約については、所属長に報告するものとする。
- (2) 検査の結果、軽微な手直し（検査実施日を含め10日以内で完了する手直しをいう。）が必要と認められる場合は、次に掲げるところによる。
- ア 検査員は、軽微な手直し指示書（様式第9号）により、受注者に手直しを指示するとともに、軽微な手直し指示報告書（様式第10号）により総括監督員にその旨を報告するものとする。
- イ 受注者は、軽微な手直し完了後、当該委託契約の監督員にその旨を報告し、当該検査員の再検査を受けなければならない。ただし、総括監督員からの軽微な手直し完了通知書（様式第11号）により、手直しの完了が確認できるときは、再検査を省略することができる。
- ウ 検査員は、検査報告書に、委託業務認定通知書の案、軽微な手直し完了報告書及び関係書類を添え、部長等に報告するものとする。ただし、契約金額が100万円以下の委託契約については、所属長に報告するものとする。
- (3) 検査の結果、検査に係る委託業務の全部又は一部が委託契約に適合せず、その手直しが重要なものと認められる場合は、次に掲げるところによる。
- ア 検査員は、検査報告書に、重要な手直し指示書（様式第12号）の案及び関係書類を添え、部長等に報告するものとする。
- イ 部長等は、検査員が行った検査に基づき、重要な手直し指示書の内容を精査のうえ、同指示書により、受注者に手直しを指示するものとする。
- ウ 部長等は、前項の手直しが極めて重大であると認める時には、遅滞なく局長に報告するものとする。
- エ 受注者は、手直し完了後、当該委託契約の監督員にその旨を報告し、当該検査員の再検査を受けなければならない。この場合において、第9条から第12条（第3項を除く。）まで及び前2号の規定は、手直し後の再検査について準用するものとする。

（認定通知等）

- 第14条 部長等は、検査員から検査の報告を受けた場合において合格と認定したときは、当該検査に係る委託業務の完了について認定し、委託業務認定通知書（以下「認定通知書」という。）を、検査員を通じて受注者に交付するものとする。
- 2 受注者は、認定通知書の交付を受けた日から10日以内に、書面により認定通知書中の総合評定点の内容について説明を求めることができる。
- 3 所属長は、認定通知書及び重要な手直し指示書の写しを当該契約事務を所管する課の

長に送付するものとする。

(評定の修正)

第15条 部長等は、前条第1項の規定により認定通知書を交付した後に成果物にかしがあることが判明した場合において、次条第3項の規定による主任監督員の報告に基づき前条第2項の総合評定点を修正することを相当と認めるときは、当該評定を修正し、その結果を委託業務成績評定通知書(様式第13号)により受注者に通知するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による総合評定点の修正について準用する。

(成績評定)

第16条 監督員及び主任監督員は完了届の提出があったときから完了検査が行われるときまでに、完了検査員(第10条第1項の規定により所属長が指定した検査員をいう。以下同じ。)は完了検査のときに、千葉市委託業務成績評定基準に基づき、成績評定を行うものとする。

2 監督員及び主任監督員並びに完了検査員は、的確かつ公正に成績評定を行うものとし、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 監督員は、主任監督員に先立って成績評定を行い、その結果を委託業務成績評定表(様式第14号から様式第14号の6までのいずれかに該当する様式。以下「評定表」という。)に記入し、評定表を主任監督員に送付するものとする。

(2) 主任監督員は、監督員から送付された評定表にその成績評定の結果を記入し、その評定表を完了検査員に送付するものとする。

(3) 完了検査員は、主任監督員から送付された評定表にその成績評定の結果を記入し、その評定表を第13条の規定より完了検査の結果を部長に報告するときの調書に添付するものとする。

3 前条第1項の規定により総合評定点を修正するときにあつては、主任監督員は、評定表に当該修正に係る事項を記入した上で、当該評定表を委託業務成績評定通知書に添えて部長に報告するものとする。

(認定通知書交付簿及び検査台帳)

第17条 所属長は、委託業務認定通知書交付簿(様式第15号)を備え、認定通知書の交付について必要な事項を記録し、整理するものとする。

2 所属長は、委託業務検査台帳(様式第16号)を備え、委託業務の検査について必要な事項を記録し、整理するものとする。

(建築設計業務、耐震診断業務及び建築工事監理業務への準用)

第18条 建築設計業務、耐震診断業務及び建築工事監理業務の検査について第2条及び第5条から第17条並びに第19条までの規定を準用する。この場合において、第16条第2項第1号中「委託業務成績評定表(様式第14号から様式第14号の6までのい

ずれかに該当する様式)」とあるのは「建築設計等委託業務成績評定表（様式第14号の7）」と読み替えるものとする。

（評定結果の公表）

第19条 第14条1項により通知した評定結果を公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、所属長が行うものとし、受注者に交付した委託業務認定通知書の写しを発注課（所）で閲覧に供することによるものとする。

3 公表期間は、第14条1項により通知した日の翌日から翌年度までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に締結する委託契約について適用する。